

国民健康保険税の決め方

医療分

所得割	=	前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を差引いた金額	×	7.3%	...	A
資産割	=	土地家屋の固定資産税額	×	25%		B
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	27,000円		C
平等割	=	1世帯当たりの額(28,000円)				D

課税限度額 540,000円

支援金分

所得割	=	前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を差引いた金額	×	2.0%	...	E
資産割	=	土地家屋の固定資産税額	×	5%		F
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	8,000円		G
平等割	=	1世帯当たりの額(6,500円)				H

課税限度額 190,000円

介護分

所得割	=	前年の総所得金額から基礎控除(33万円)を差引いた金額	×	1.6%	...	I
資産割	=	土地家屋の固定資産税額	×	4%		J
均等割	=	被保険者(加入者)数	×	9,000円		K
平等割	=	1世帯当たりの額(8,000円)				L

課税限度額 160,000円

世帯内の国民健康保険被保険者に40～64歳までの方がいる場合の課税額……A～Lの合算

世帯内の国民健康保険被保険者に40～64歳までの方がいない場合の課税額……A～Hの合算